

八潮市個人情報保護条例 の見直しに関する答申 (案)

令和 4 年 月

八潮市情報公開・個人情報保護制度運営審議会

答 申 に 当 た っ て

八潮市では、市が保有する個人情報の適正な取扱いに関して必要な事項を定め、個人の権利利益を保護することを目的として、平成9年8月に八潮市個人情報保護条例（以下「条例」という。）を制定した。

本条例は、「個人情報の保護に関する法律」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」などの個人情報保護関連法の制定を受けて、平成17年3月に条例の全部改正が行われ、その後も、平成25年の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等の関連する法令の制定を受けて、その趣旨に則った個人情報の適正な取扱いを確保するため、適宜必要な改正を行うなど、現在に至るまで、八潮市の個人情報保護制度の適正な運営を図るための規律として運用されてきた。

このたび、令和3年5月には「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、個人情報の保護に関する法律（以下「改正法」という。）をはじめとする関係法律について所要の整備が行われた。

個人情報保護制度においては、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が求められる中、官民や地域におけるそれぞれの制度や運用の不整合等の課題を解決するため、改正法により全国的な統一ルールが定められた。八潮市においても改正法が直接適用されることに伴い、八潮市における個人情報保護制度の大幅な見直しが迫られたことにより、八潮市情報公開・個人情報

報保護制度運営審議会は、令和4年5月、市長から「八潮市個人情報保護条例の見直しについて」の諮問を受けた。

当審議会では、「個人情報保護制度の一元化」という法改正の趣旨を踏まえて、今後、市として整備すべき規律としての条例及びその運用について、慎重に審議を行い、当審議会の答申に至ったものである。

八潮市においては、この答申をもとに、新たに制定する条例に必要とされる規律を設けること、及び改正法の目的に基づく運用を整備することにより、八潮市における個人情報保護制度のより一層の推進を図れることを期待するものである。

令和4年 月 日

八潮市情報公開・個人情報保護制度
運営審議会 会長 秋 山 孝 一

目次

I 条例に定めることが法律上必要な事項

- 1 開示請求に係る手数料の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約に係る手数料の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

II 条例で定めることが法律上許容されている事項

- 1 条例要配慮個人情報の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 2 本人開示等請求における不開示情報の範囲（情報公開条例との整合性）・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 3 本人開示請求等の手続に関する規定（開示等に係る日数等）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 4 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときの審議会等への諮問・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

III その他の事項

- 1 個人情報の定義規定（死者の取扱い）・・・・・・・・・・7
- 2 個人情報ファイル簿の作成、公表に関する規定・・・・・・・・8
- 3 要配慮個人情報の取扱いの制限・・・・・・・・・・9
- 4 保有特定個人情報の利用及び特定個人情報の提供の制限
・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 5 電子計算機の結合の禁止・・・・・・・・・・11
- 6 開示の実施時における本人確認・・・・・・・・・・12
- 7 開示の特例・・・・・・・・・・13
- 8 市民の責務に関する規定・・・・・・・・・・14
- 9 事業者の責務・・・・・・・・・・15
- 10 出資法人等の責務・・・・・・・・・・16

I 条例に定めることが法律上必要な事項

1 開示請求に係る手数料の設定

開示請求に係る手数料は現行どおり無料とし、開示にあたって発生する実費相当分の費用のみを徴収すべきである。

また、徴収の方法についても、現行と同様に、納付書により、開示決定後から実際に保有個人情報を開示するまでの間に、銀行又は窓口において徴収することが妥当である。

【現行条例における取扱い】

八潮市個人情報保護条例(以下「現行条例」という。)では、開示請求に係る手数料を無料としている。

また、実費相当分の費用の負担については、写しの交付を受ける者に対して、当該写しの交付等の作成に要する費用を徴収している。

さらに、閲覧、聴取又は視聴による開示の実施に係る費用については、開示請求者にその負担を求めておらず、無料としている。

実費の徴収の方法については、納付書により、開示決定後から実際に保有個人情報を開示するまでの間に、銀行又は窓口において徴収することとしている。

【改正法における取扱い】

改正法においては、開示請求をする者に対して「実費の範囲内において条例で定める額の手数料」の負担を求めることとされており、その費用負担の仕組みを新たな条例で定めることとされている。

国の「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)」(以下「ガイドライン」という。)においては、実費の範囲内であれば、算定方法を工夫した適当な額とすること(例えば、従量制とすること)や、手数料を徴収しないこととすること(手数料の額を無料とすること)も可能であると記載されている。

また、徴収の方法についても、実際に保有個人情報を開示する時点で徴収することも考えられると記載されている。

【審議会の意見】

八潮市では、開示に当たり、これまでコピー代等の実費相当分の費用のみを徴収することとしてきた。また、同様の制度である情報公開制度及び行政不服審査制度における費用負担との均衡を図る必要がある。

このことを踏まえ、現行条例どおり、手数料を無料とし、コピー代等の実費相当分のみを徴収すべきである。

なお、徴収方法についても、市民サービスの低下を招くことがないよう、現行条例の取扱いを維持するべきである。

2 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約に係る手数料の設定

行政機関等匿名加工情報制度の導入については、引き続き、国・都道府県等の動向を注視し、慎重に検討することが必要である。

このため、令和5年4月1日の導入は見送ることが適当である。

【現行条例における取扱い】

平成28年の法改正により、国では、匿名加工情報制度を導入したため、当審議会では、平成29年度に八潮市長からの諮問を受け、匿名加工情報制度（改正法以前については、行政機関等が作成するものは非識別加工情報とされていた。）の導入について審議を行った。審議の結果、非識別加工情報に係る制度の導入については、当該制度を導入することにより得られる経済効果等のメリットや情報漏洩等のリスクを見極めながら、時間を掛けて慎重に検討することが適当であるとする答申を行ったものである。

八潮市では、当該答申を踏まえた検討の結果、非識別加工情報に係る制度の導入を見送っており、非識別加工情報に係る制度の導入に関する規定は現行条例には定められていない。

【改正法における取扱い】

改正法においては、「匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。」と規定されている。

一方で、改正法附則第7条において、匿名加工情報制度の導入については、当分の間は、都道府県及び指定都市のみに適用され、その他の地方公共団体については、導入は任意とされている。

【審議会の意見】

国の個人情報保護委員会では、ポイントカードの購買履歴や交通系 IC カードの乗降履歴等の情報を匿名加工情報として利活用している事例を示しているが、これらの情報を市の事務として取り扱うことは想定されない。また、匿名加工情報の提案募集を実施するにあたっては、事務の手續や情報の加工技術等に関するノウハウの研究が必要である。

このことを踏まえると、制度の導入については引き続き慎重に検討し、今後も国・都道府県等の動向を注視する必要があるものと考え、令和5年4月1日の導入は見送ることが適当である。

Ⅱ 条例で定めることが法律上許容されている事項

1 条例要配慮個人情報の内容

改正法で規定された要配慮個人情報以外に、地域の特性その他の事情に応じた条例で定めなければならない情報は現段階では特に見受けられないことから、条例要配慮個人情報を八潮市個人情報保護法施行条例(以下「新条例」という。)で規定することは不要である。

【現行条例における取扱い】

現行の条例及び条例施行規則において、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、心身の機能の障がい、健康診断の結果などが含まれる個人情報について、「要配慮個人情報」が定義されており、法と同様の内容が規定されている。

【改正法における取扱い】

改正法では、第2条第3項において現行と同様の「要配慮個人情報」の内容について定めている。また、第60条第5項では「地方公共団体の機関のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの」がある場合について、条例で規定することにより、「条例要配慮個人情報」と位置付けることができるとされている。

【審議会の意見】

「条例要配慮個人情報」の規定の要否の判断に当たっては、八潮市において本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じている事実やそのおそれがあること、その事実等に係る八潮市独自の事情や他の法令等における差別や権利利益の侵害の禁止の状況等の範囲を確認する必要があること、及び特に配慮を要する個人情報であることを条例で明示することがその事実等に係る差別や偏見等に対する個人の権利利益の保護に資することについて、総合的に判断する必要があるところ、現時点において「地域の特性その他の事情に応じて」独自に規定すべき情報は特に見受けられない。

このことから、条例要配慮個人情報を八潮市独自の情報として、新条例に規定することは不要である。

2 本人開示等請求における不開示情報の範囲 (情報公開条例との整合性)

不開示情報について、現行条例の規定と改正法の規定に大きな差異はなく、八潮市情報公開条例と整合が図れない情報が生じることは想定されないため、不開示情報として規定すべき情報は見受けられない。

【現行条例における取扱い】

開示請求に対する決定については、原則開示となるが、現行条例第19条各号に掲げる情報に該当する場合は、例外的に不開示としている。

【改正法における取扱い】

改正法では、第78条第1項で原則開示を定め、同項各号に掲げる情報に該当する場合は、例外的に不開示となると定められている。この不開示情報については、地方公共団体の情報公開条例で定められている不開示情報と必ずしも同じではないことから、情報公開条例との整合性が保てない場合には、同条第2項の規定により、条例で不開示情報を定めることができるとされている。

【審議会の意見】

改正法第78条第1項に規定されている不開示情報について、現行条例の規定と改正法の規定に大きな差異はなく、八潮市情報公開条例と整合が図れない情報が生じることは想定されないため、不開示情報として規定すべき情報は見受けられない。

3 本人開示請求等の手続に関する規定（開示等に係る日数等）

開示決定等の期限について、開示請求から決定までの期間については現行条例どおり15日以内とし、延長の期間については改正法と同様に30日以内とすることが適当である。

【現行条例における取扱い】

開示請求があった場合におけるその開示決定等の期限については、現行条例第24条第1項において「開示請求があった日から15日以内にしなければならない。」とされ、また、同条第2項において「事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示請求があった日から60日を限度としてその期間を延長することができる。」とされている。

【改正法における取扱い】

改正法第83条第1項において「開示請求があった日から30日以内にしなければならない。」とされ、また、同条第2項において「事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。」とされている。

改正法の施行後は、条例でその期限について定めを規定しない限りは、法の規定が適用されることとなり、現行条例よりも開示決定等の期限が長くなる。

なお、開示決定等の期限は、法定期間よりも短くすることは許容されるものの、その期間を超えるような規定を置くことは許容されないとしている。

【審議会の意見】

開示請求から決定までの期間を15日、延長の期間を30日とし、合計45日と現行条例よりも期間を短縮した場合であっても、近年の実績として45日以内に処理することができなかった事例はないとの事務局からの報告があった。

行政サービスの質を低下させないためにも、開示請求から決定までの期間については現行条例どおり15日以内とし、延長の期間については改正法と同様に30日以内とすることが適当である。

4 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときの審議会等への諮問

地方公共団体が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、今後も審議会を設置するべきである。

【現行条例における取扱い】

八潮市情報公開・個人情報保護制度運営審議会については、八潮市附属機関設置条例に基づき「情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する事項について審議する。」ことを職務として設置している。

主な役割としては、電子計算機を利用した個人情報の提供(オンライン結合)に関することや、八潮市情報公開条例及び八潮市個人情報保護条例の改正に関する事などについて審議することである。

【改正法における取扱い】

改正法第129条では、「地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。」と規定されており、条例に位置付けることで、審議会その他の合議制の機関を設置することが認められている。

また、ガイドラインにおいて、この「特に必要な場合」については、「個人情報保護制度の運用やその在り方についてサイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう」とされている。

その一方で、「個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会への諮問を要件とする条例を定めてはならない」とされている。

【審議会の意見】

改正法により審議会への諮問事項がより専門的・限定的となるものと認められるものの、引き続き、八潮市が保有する個人情報の適正な取扱いを確保するためには、必要に応じて第三者機関である審議会から意見を聴く手続を設けることで、チェック機能を担保すべきである。

具体的には、条例要配慮個人情報の設定、匿名加工情報制度の実施に係る手数料の設定等、今後条例の改正が必要となる場合や個人情報を取り扱う個別の事業の実施に当たり運用面、セキュリティ面で特に専門的な知見に基づく意見を聴く必要がある場合について諮問を受け審議を行うことで、審議会が八潮市の個人情報保護制度の適正な運用についてのチェック機能の役割を担っていく必要がある。

Ⅲ その他の事項

1 個人情報の定義規定(死者の取扱い)

個人情報については、改正法で規定されている定義とすることが妥当である。
また、死者の情報については、ガイドラインに基づき、運用することが妥当である。

【現行条例における取扱い】

現行条例においては、個人情報に死者の個人情報を含むと明示した規定はないものの、死者の情報が同時に遺族等の個人情報ともいえる場合には、遺族等に係る個人情報として取り扱っている。また、その遺族の範囲については、基本的には、法定相続人に限っている。

【改正法における取扱い】

改正法第2条第1項において、「個人情報」とは「生存する個人に関する情報」と定義されており、開示請求の対象となる「保有個人情報」に死者の情報は含まれないこととされている。

また、ガイドラインにおいて、この「個人情報」の定義の統一は、改正法の目的である個人情報保護法制に係る全国ルールの一の根幹をなすものであり、これに反して死者に関する情報を条例で「個人情報」に含めることはできないとされている。

その一方で、国の事務対応ガイドにおいては、「死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人を本人とする個人情報に該当する。また、この場合には、当該情報は、開示請求の対象となる。」とされている。

【審議会の意見】

改正法においては、「個人情報」の定義に死者の情報は含まれない。しかし、死者の死亡当時の状況次第では、法定相続人以外の者も死者の情報が必要となる場合が想定される。ガイドラインにおいても「死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報として法の保護の対象となる」とされており、死者の情報の開示請求にあたっては、開示請求者と死者との関係性等、個別具体の状況に即して判断する必要があると考える。

改正後の死者の情報の取扱いについては、どのような場合に開示請求の対象となるか等について、具体的な取扱いを含めて作成し、八潮市のホームページに掲載するなど、市民にとってわかりやすいかたちで示されることを要望する。

2 個人情報ファイル簿の作成、公表に関する規定

個人情報ファイル簿について、今後も人数制限を設けることなく作成すべきである。
なお、公表の方法についても、より広く閲覧の機会を与えられるよう紙媒体だけでなく、ホームページによる掲載も行うことが適当である。

【現行条例における取扱い】

現行条例第16条の規定に基づき、個人情報ファイル簿は、個人情報ファイルに含まれる本人の数に関わらず、作成している。

また、個人情報ファイル簿の公表については、現在は、「840情報資料コーナー」において紙媒体での公表を実施しているものの、市ホームページでの公表は行っていない。

【改正法における取扱い】

改正法第75条第1項において、個人情報ファイル簿の作成義務について規定されているが、同条第2項の規定により個人情報ファイルに含まれる本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルには適用されない。

一方で、同条第5項により、「前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。」とされている。

また、「個人情報の保護に関する法律のQ & A(行政機関等編)」（以下「Q & A」という。）において、法の趣旨に反しない限り、1,000人未満の個人情報ファイル簿の作成・公表は妨げられないとされている。

なお、この公表方法について、国の「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」（以下「事務対応ガイド」という。）において、「独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人にあつては、例えば自組織のホームページに掲載するなど、情報通信技術を利用する適当な方法で公表する。」とされている。

【審議会の意見】

八潮市の機関が保有する個人情報ファイルについて、当該機関における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をより的確に認識することができるようにするという個人情報ファイル簿の作成の目的を鑑みると、これまで同様、個人情報ファイルに記載された人数に関わらず、個人情報ファイル簿を作成することが妥当である。

また、その公表方法については、これまでの紙媒体による方法に加え、八潮市ホームページにおいても掲載し、広く市民に周知できる機会を設けることが適当である。

3 要配慮個人情報の取扱いの制限

改正法において、個人情報の取扱いの制限については担保されているとの趣旨から、要配慮個人情報の取得制限に係る規定を条例で規定することは許容されておらず、その取扱いについて新条例において規定する必要はないものとする。

【現行条例における取扱い】

現行条例第7条において、要配慮個人情報の取扱いの制限について規定されており、次の(1)から(5)の場合を除いては取り扱ってはならないこととされている。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令に基づくとき。
- (3) 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとき。
- (4) 法令の定める所掌事務を遂行するため必要かつ欠くことができないと実施機関が認めることにつき相当の理由があるとき。
- (5) 人の生命、身体又は財産の保護を目的とするとき。

【改正法における取扱い】

Q & Aにおいて、「要配慮個人情報の取得制限を法施行条例で規定することは可能か」との質問に対し、「要配慮個人情報の取得を制限することは、行政機関等において要配慮個人情報の取扱いについて特別の制限を設けていない法の規律に抵触する規律を定めるものであり、個人情報保護やデータ流通について直接影響をあたえる事項に当たります。(中略)要配慮個人情報の取得制限を法施行条例で規定することは認められません。」との回答を示している。

また、同質問に対し、「法は、行政機関等における要配慮個人情報の取得について特別の規定を設けていませんが、行政機関等において取り扱う個人情報全般について、その保有は法令(条例を含む。)の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限定することとし(法第61条第1項)、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないこととしている(同条第2項)ほか、法第63条(不適正な利用の禁止)、法第64条(適正な取得)等の定めを置いており、要配慮個人情報の取扱いに当たってもこれらの規定を遵守する必要があります。」と記載されている。

【審議会の意見】

国の個人情報保護委員会によると、改正法において、要配慮個人情報を含む個人情報全般の取扱いについて、保有の制限や不適正な利用の禁止に係る規定が設けられており、個人情報の取扱いの制限については担保されているとの趣旨から、要配慮個人情報の取得制限に関する規定について条例で設けることは認められていない。このことを踏まえると、要配慮個人情報の取得制限に関する規定について新条例において規定する必要性はないものとする。

4 保有特定個人情報の利用及び特定個人情報の提供の制限

特定個人情報については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により読み替えて適用される個人情報保護法が直接適用されることとなり、特定個人情報に関する取扱いは整理されているため、新条例において規定する必要はないものとする。

【現行条例における取扱い】

現行条例第12条の2において、保有特定個人情報の利用及び特定個人情報の提供の制限について規定されており、保有特定個人情報については、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならないとされている。

また、例外として、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。)を自ら利用することができることとされている。

なお、特定個人情報については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、提供してはならないとされている。

【改正法における取扱い】

保有個人情報については、改正法第69条第1項において、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならないという原則が規定されており、また、第2項において、その例外として、利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合が示されている。

また、特定個人情報については、これらの規定について番号法第30条及び第31条に読替規定が設けられており、利用及び提供の制限について、利用目的以外の目的のために利用してはならないこと、またその例外として人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められることが規定されている。

【審議会の意見】

特定個人情報については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により読み替えて適用される個人情報保護法が直接適用されることとなり、特定個人情報に関する取扱いは整理されているため、新条例において規定する必要はないものとする。

5 電子計算機の結合の禁止

改正法の趣旨に照らし、条例で独自の規定を定めることは許容されないとされているため、新条例では規定しないことが妥当であると考える。

【現行条例における取扱い】

現行条例第14条において、次の(1)及び(2)に掲げる場合を除いては、電子計算機を利用して個人情報を提供するため、市の機関以外のものの電子計算機との通信回線等による結合を行ってはならないとされている。

- (1) 法律又はこれに基づく命令の規定によるとき。
- (2) 公益上の必要があり、かつ、提供を受けるものが十分な個人情報の保護措置を講じている場合であって、八潮市情報公開・個人情報保護制度運営審議会の意見を聴いて、特に必要があると認めるとき。

【改正法における取扱い】

改正法第69条において、保有個人情報の利用及び提供の制限が規定されているが、電子計算機を用いた個人情報の取扱いについて制限する規定は設けられていない。

また、ガイドラインでは、「個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないもの(例：オンライン結合に特別の制限を設ける規定、個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定)」について、条例で独自の規定を定めることは許容されない。」とある。

【審議会の意見】

ガイドラインにおいては、電子計算機の結合の禁止について、条例で特別の制限等を設ける独自の規定を定めることは許容されないとされており、データ流通に関しても全国的な統ルールを設定するという改正法の趣旨に照らして、新条例では、規定しないことが妥当であると考える。

6 開示の実施時における本人確認

改正法で認められている郵送やオンラインによる開示の実施方法に対応するため、新条例においても開示実施時における本人確認に係る規定を設ける必要性はないものとする。しかし、なりすまし等の不正防止のため、開示請求時における本人確認及び代理権の確認等により慎重に対応する必要があるものとする。

【現行条例における取扱い】

現行条例では、原則として窓口において、対面による開示を実施している。その際、現行条例第28条の規定に基づき、開示請求者が本人であることを示す書類の提示又は提出を義務付けている。

なお、未成年者又は成年後見人に係る開示請求にあつては、代理人が請求を行う場合は、その法定代理人（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）が行うことができる。

【改正法における取扱い】

改正法第77条第2項においては、開示請求時に開示請求者本人であることを示す書類の提示又は提出を義務付けているが、開示の実施時における手続においては、本人確認に関する規定はない。

【審議会の意見】

改正法では、従来の市役所に来庁して直接開示を受ける方法のほか、写しの送付による開示、オンラインによる開示が認められていることから、開示の実施時における本人確認の手続については規定していないものと認められる。

このことから、新条例においても開示実施時における本人確認に係る規定を設ける必要性はないものとする。

しかし、今後は、開示請求をすることができる者の範囲が法定代理人のみならず任意代理人まで拡大することを踏まえ、なりすまし等の不正防止のため、開示請求時における本人確認や代理権の確認等、より慎重に対応する必要があるものとする。

7 開示の特例

口頭による開示請求は、改正法では認められていないこと、さらに、市民に対する直接の影響もないため、新条例に規定を設ける必要はないものとする。

【現行条例における取扱い】

開示請求の手続きについては、現行条例第18条により、必要事項を記載した書面により行うこととされているが、開示の特例として現行条例第29条において「直ちに開示することができるものとして規則等で定めるものについては、第18条第1項の規定にかかわらず、当該保有個人情報の本人は、当該実施機関が定める簡易な方法により開示を申し出ることができる。」としている。

なお、この「直ちに開示することができるものとして規則等で定めるもの」は八潮市の職員の昇任試験における総合得点であり、「簡易な方法」として規則等で定めるものは、口頭による開示の申出をする方法である。

【改正法における取扱い】

事務対応ガイドにおいて、「開示請求は、開示請求権の行使という重要な法律関係の内容を明確にするため、書面を提出して行わなければならない。そのため、口頭による開示請求は認められない。」とされている。

しかし、開示請求とは別に、改正法第69条第2項第1号において、本人に対して保有個人情報を提供することは否定されていない。この規定について、事務対応ガイドでは、『「本人に提供するとき」とは、行政機関の長等の判断により本人に提供する場合をいい、例えば、本人から試験結果の提供を求められた場合に本人に対して提供をする場合も含まれる(口頭での求めに応じて提供する場合も含まれる。なお、求める方法のいかんにかかわらず、提供に当たっては、提供先が本人であることについての確認が必要であり、開示等請求における本人確認の方法等も参考に、適切に対応する必要がある。)』と記載されている。

【審議会の意見】

口頭による開示請求は、改正法では認められていないこと、さらに、現行条例で口頭による開示を認めているものは市の職員を対象としたものであり、直接市民に対する影響はないことから、新条例に規定を設ける必要性はないものとする。

なお、これまで開示の特例として対応していた情報については、改正法第69条第1項又は第2項の規定の範囲内で対応することが適当であるとする。

8 市民の責務に関する規定

新条例については、法に委任された規定を定める施行条例であることを踏まえ、市民の責務を規定することは適当ではないものとする。

【現行条例における取扱い】

現行条例第4条において、市民の責務について、「市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する市の施策について協力するよう努めなければならない。」と規定されている。

【改正法における取扱い】

全国統一のルールである改正法において、市民（国民）の責務に関する規定は置かれておらず、また、条例への委任事項としても定められていない。

【審議会の意見】

新たに制定する条例については法に委任された規定を定める施行条例であることを踏まえると、市民の責務を規定することは適当ではないものとする。

9 事業者の責務

個人情報取扱事業者については、直接改正法の規律の適用を受けることとなるため、新条例で規定を設ける必要はないものとする。

【現行条例における取扱い】

現行条例第51条において、事業者の責務として「事業者（法人等及び事業を営む個人をいう。以下同じ。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。」と規定されている。

【改正法における取扱い】

個人情報取扱事業者（個人情報データベースなどを事業の用に供している者）については、改正法第4章において、個人情報の適正取得や安全管理措置等の個人情報取扱事業者に対する義務が規定されている。

【審議会の意見】

個人情報取扱事業者については、直接改正法の規律の適用を受けることになり、現行条例で規定する事業者の責務については改正法において包括的に規定されているため、新条例で規定を設ける必要はないものとする。

10 出資法人等の責務

出資法人等については、直接改正法の規律の適用を受けることとなるため、新条例で規定を設ける必要はないものとする。

【現行条例における取扱い】

出資法人等の責務については、現行条例第59条において、「事業者のうち市が出資その他財政支出等を行う法人であって規則で定めるものは、この条例の趣旨にのっとり、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されている。この規定における「事業者のうち市が出資その他財政支出等を行う法人であって規則で定めるもの」は八潮市土地開発公社及び公益社団法人八潮市シルバー人材センターである。

【改正法における取扱い】

Q&Aにおいて、出資法人や指定管理者については、個人情報データベース等を事業の用に供している場合には、個人情報取扱事業者に当たり(法第16条第2項)、個人情報の取扱いについて法第4章の規定を遵守する必要がある旨が示されている。

【審議会の意見】

出資法人等については、直接改正法の規律の適用を受けることになり、現行条例で規定する出資法人の責務については改正法において包括的に規定されているため、新条例で規定を設ける必要はないものとする。